
福島復興・創生に向けた環境省の取組

2026年 7 月27日

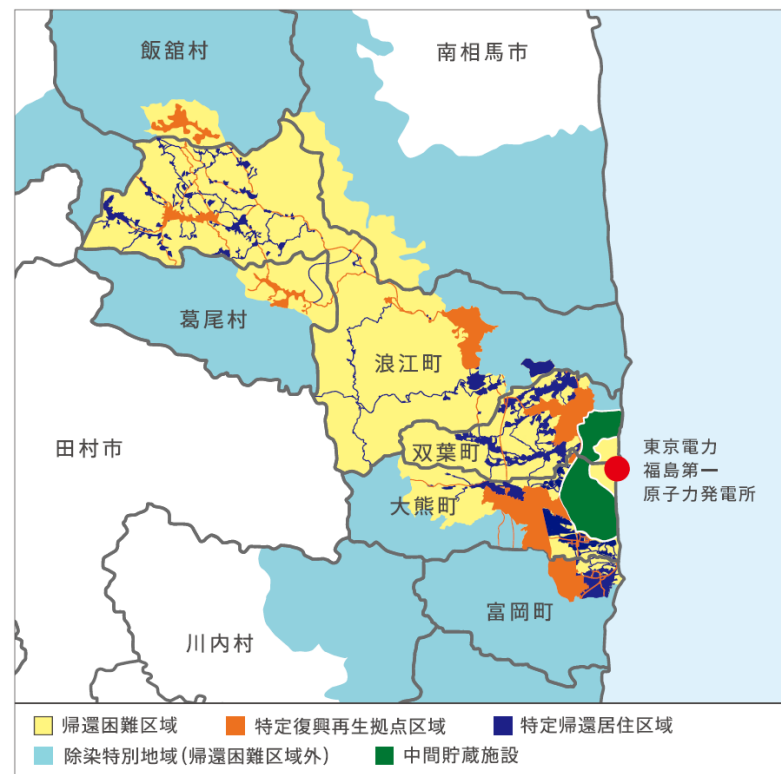


避難指示の解除に向けた取組

○引き続き、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体、フォローアップ除染等を実施。

○特定帰還居住区域については、6市町村（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市、葛尾村）において除染や家屋等の解体に取り組んでいる。

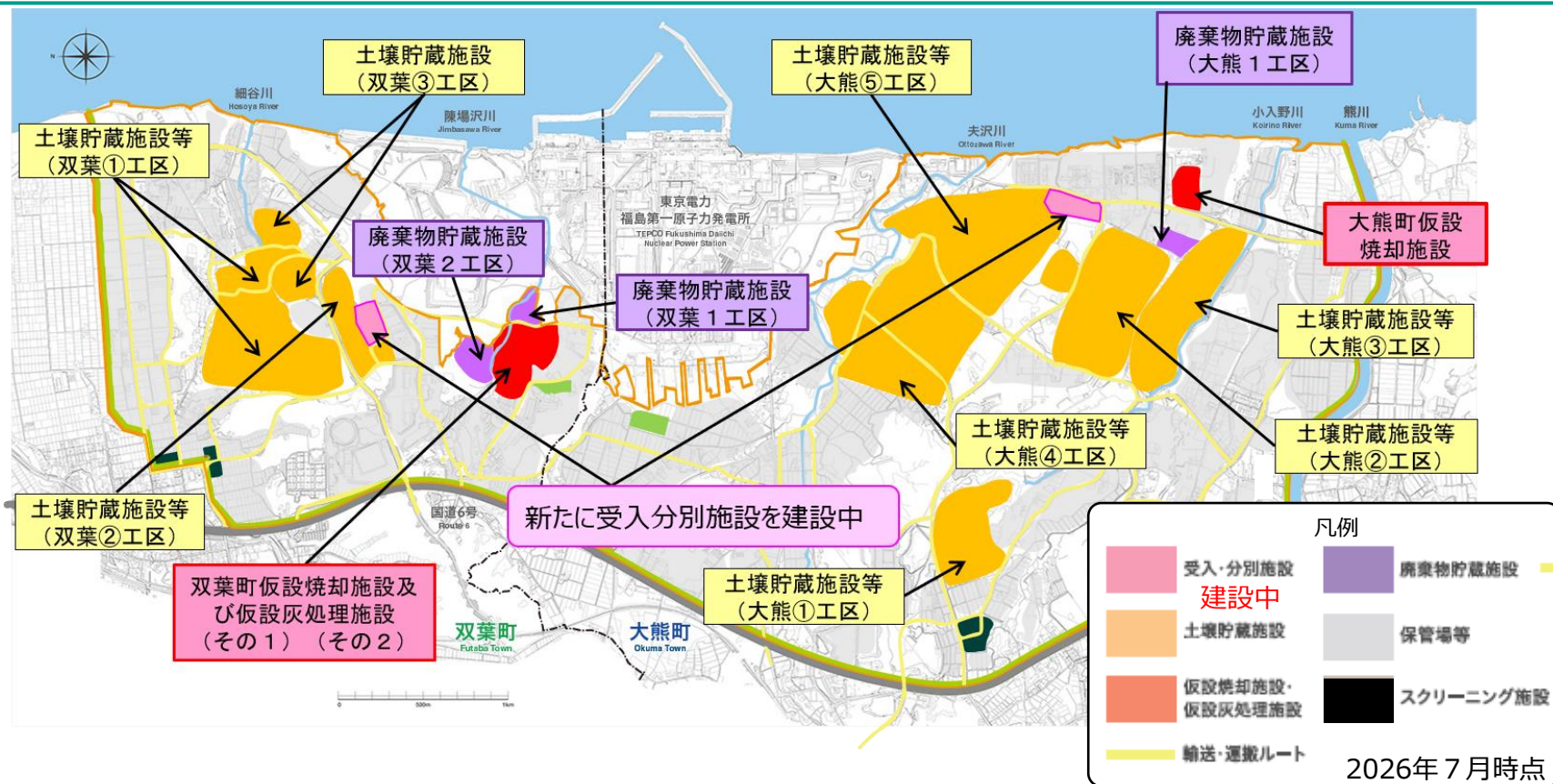
○2020年代をかけた「故郷に戻りたい」という御意向のある方々が帰還できるよう、除染等の取組を着実に進める。



	大熊町	双葉町	浪江町	富岡町	南相馬市	葛尾村
特定帰還居住区域面積 (ha)	約570ha	約690ha	約940ha	約272ha	約3.7ha	約9ha
特定帰還居住区域復興再生計画認定時期及び除染開始時期	計画認定： 2023年9月 除染開始： 2023年12月	計画認定： 2023年9月 除染開始： 2023年12月	計画認定： 2024年1月 除染開始： 2024年6月	計画認定： 2024年2月 除染開始： 2024年9月	計画認定： 2025年3月 除染開始： 2026年4月	計画認定： 2025年7月 (除染等の着手に向け準備中)

中間貯蔵施設の概要

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、適切に管理するための施設。
- 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 輸送は2014年度末より開始し、福島県内の除去土壌等（帰還困難区域を含む。）について、**2026年6月末時点で、累積約1,400万m³を中間貯蔵施設へ搬入。**



- 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、**閣僚会議**（福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議）を**2024年12月に設置**。
- **第2回を2025年5月に開催**し、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する**基本方針**」を策定。
- **第3回を2025年8月に開催**し、当面5年程度で取り組む事項をとりまとめた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関する**ロードマップ**」を決定。
- 県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、**本閣僚会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認する**。

<閣僚会議の構成>

議長：官房長官

副議長：環境大臣

復興大臣

構成員：内閣総理大臣を除く他のすべての国務大臣

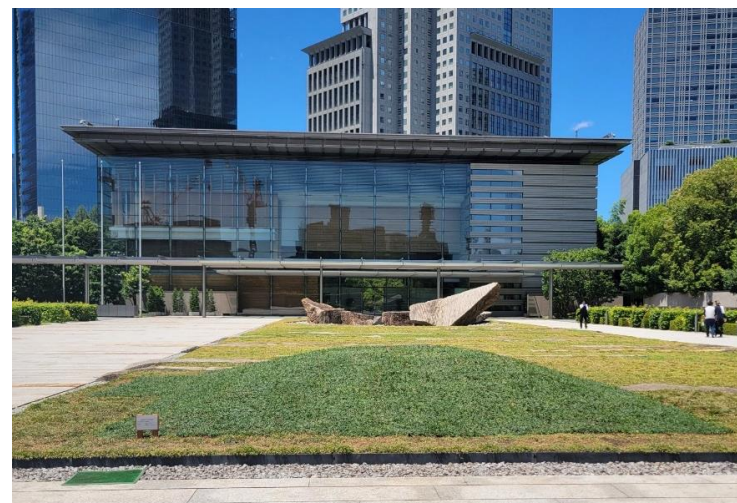
<第3回会議の様子>



提供：内閣広報室

総理大臣官邸での復興再生利用

施工後の様子



○施工日：2025/7/19、20

○施工面積：7m×7m

○復興再生土：2m×2m×60cm 約2m³

○復興再生土の飛散流出防止措置：覆土20cm

○復興再生利用の実施個所であることを表示

復興再生利用断面図



霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用概要

中央合同庁舎第3号館
正門駐車場花壇
(国土交通省、
海上保安庁)



中央合同庁舎第6号館
北側駐車場の花壇
(法務省他)



外務省 南庁舎入口の盛土



中央合同庁舎第2号館
中庭花壇
(総務省、
警察庁、
消防庁他)



中央合同庁舎第8号館
正面玄関
駐車場花壇
(内閣官房、
内閣府)



中央合同庁舎第1号館
正面玄関前花壇
(農林水産省、
林野庁、水産庁)



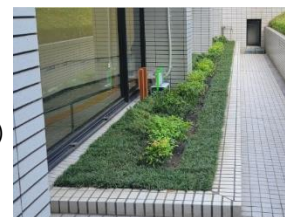
中央合同庁舎第4号館
駐車場前
花壇
(復興庁、
財務省、
内閣府他)



経済産業省総合庁舎
中庭駐車場
前花壇



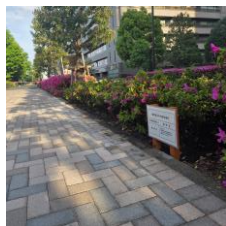
中央合同庁舎第5号館
サンクン
ガーデン
(環境省、
厚生労働省)



※「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」で示した霞が関の中央官庁の花壇等での利用場所での工事が完了しました。(令和7年10月)

霞が関周辺の庁舎の花壇等への復興再生利用概要

防衛省
市ヶ谷地区
厚生棟前
植樹帯



最高裁判所
正門側緑地帯

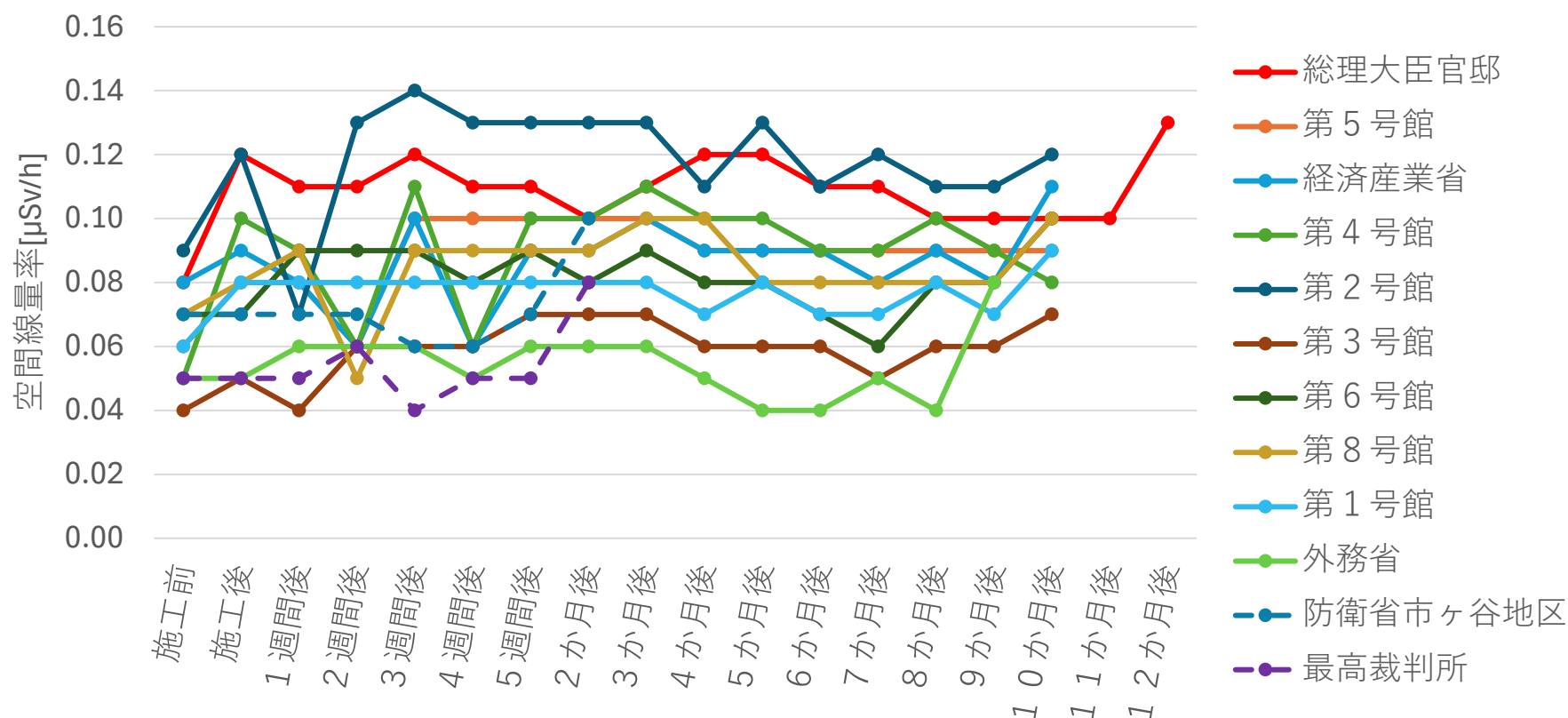


霞が関の
中央官庁

※令和8年4月に実施

空間線量率の測定状況

- 空間線量率の測定（モニタリング）は、工事後1か月間は週1回、その後1年間は月1回測定。
- 施工地点における維持管理時の測定結果は、同一地点の施工前の結果に対し、天候等による変動もあり、 $-0.02 \sim +0.06 \mu\text{Sv/h}$ 変化。
- 施工地点におけるこれまでの維持管理時の測定結果を平均すると、同一地点の施工前の結果に対し、 $0 \sim +0.04 \mu\text{Sv/h}$ であり、人体への影響を無視できるレベルである。



霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用など（理解醸成）

- 環境省のウェブページにおいて、総理大臣官邸・霞が関の中央官庁、新宿区防衛省等での利用の概要やモニタリングデータを掲載。
- **来庁者に対し、花壇等の利用現場を活用して復興再生利用の必要性や安全性を説明。関係省庁においても花壇を利用した説明の実施、理解醸成のためのパネル掲示、SNS等での情報発信等、政府一丸となって、復興再生利用に対する国民の理解醸成に一層取り組んでいるところ。**
- 関係大臣等からも、会見における発言や施工箇所の視察などにより情報を発信（5号館は、令和7年11月13日に石原環境大臣、11月14日に辻環境副大臣と友納環境大臣政務官が視察）。
- 環境省では、7月29・30日のこども霞が関見学デーにおいて、**飯舘村長泥地区で栽培されたお花を活用した押し花カード**の作成体験や**花壇見学会**を実施予定。



環境省
ウェブページ



パネル



長泥地区のお花を
用いたカード



大臣等による視察



来庁者への説明 8

環境再生に関する技術等検討会

- 環境省では、県外最終処分に向けた技術的事項等の検討に当たり、専門的知見を活用するため、2025年9月に、「**環境再生に関する技術等検討会**」（以下、検討会）を新たに設置。
- 検討会の検討事項は、**復興再生利用に係る事項、除去土壌等の最終処分に係る事項、理解醸成・リスクコミュニケーションに関する事項等**。
- 第1回検討会では、これまでの取組の進捗と今後の進め方について議論。合わせて復興再生利用に用いる除去土壌の呼称について検討※。
※環境省では、検討会での意見を踏まえ、呼称を「復興再生土」と決定
- 第2回検討会を2026年3月に開催。ロードマップの優先的検討事項である県外最終処分の管理終了の考え方等について議論。

＜検討会委員一覧＞

＜第2回検討会の様子＞



高橋 隆行（座長）	福島大学 共生システム理工学類 教授
飯本 武志	東京大学 環境安全本部 教授
遠藤 和人	国立研究開発法人国立環境研究所 福島地域協働研究拠点 廃棄物・資源循環研究室 室長
大迫 政浩	国立研究開発法人国立環境研究所 企画部 フェロー
大塚 直	早稲田大学 法学大学院 教授
勝見 武	京都大学大学院 地球環境学堂 教授
川瀬 啓一	環境放射能除染学会 理事（元日本原子力研究開発機構）
佐藤 努	北海道大学 大学院工学研究院環境循環システム部門 教授
高村 昇	長崎大学 原爆後障害医療研究所 災害復興科学分野 教授
二村 真理子	東京女子大学 現代教養学部 経済経営学科 教授
宮武 裕昭	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ グループ長
宮本 輝仁	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究 部門 農地基盤情報研究領域 農地整備グループ グループ長

パネルディスカッション

○福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた理解醸成活動の一環として、除去土壌等の県外最終処分・復興再生利用についてともに考え、**理解を深めるためのパネルディスカッションを計7回実施。**

(福島開催：R7/8/18 東京開催：R7/9/5、6 宮城開催：R8/3/15 埼玉開催：R8/3/18
秋田開催：R8/7/16 愛知開催：R8/7/23)

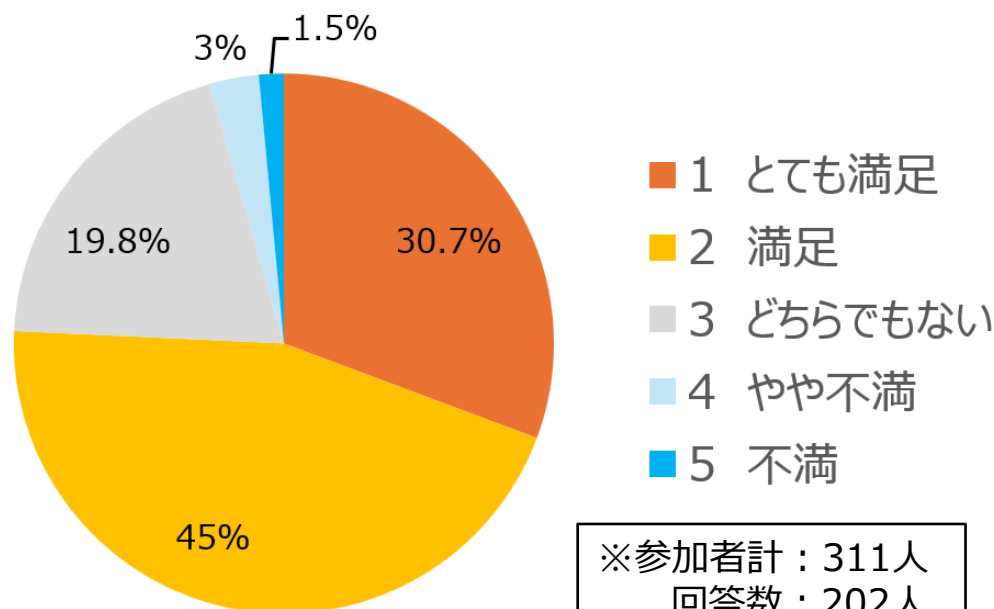
○**参加者から申込フォームや付箋で募集した疑問や意見を中心に**、パネリスト間の議論のテーマを設定。

<参加者の満足度アンケート（全7回合計）>

<R8/7/16（秋田開催）の様子>



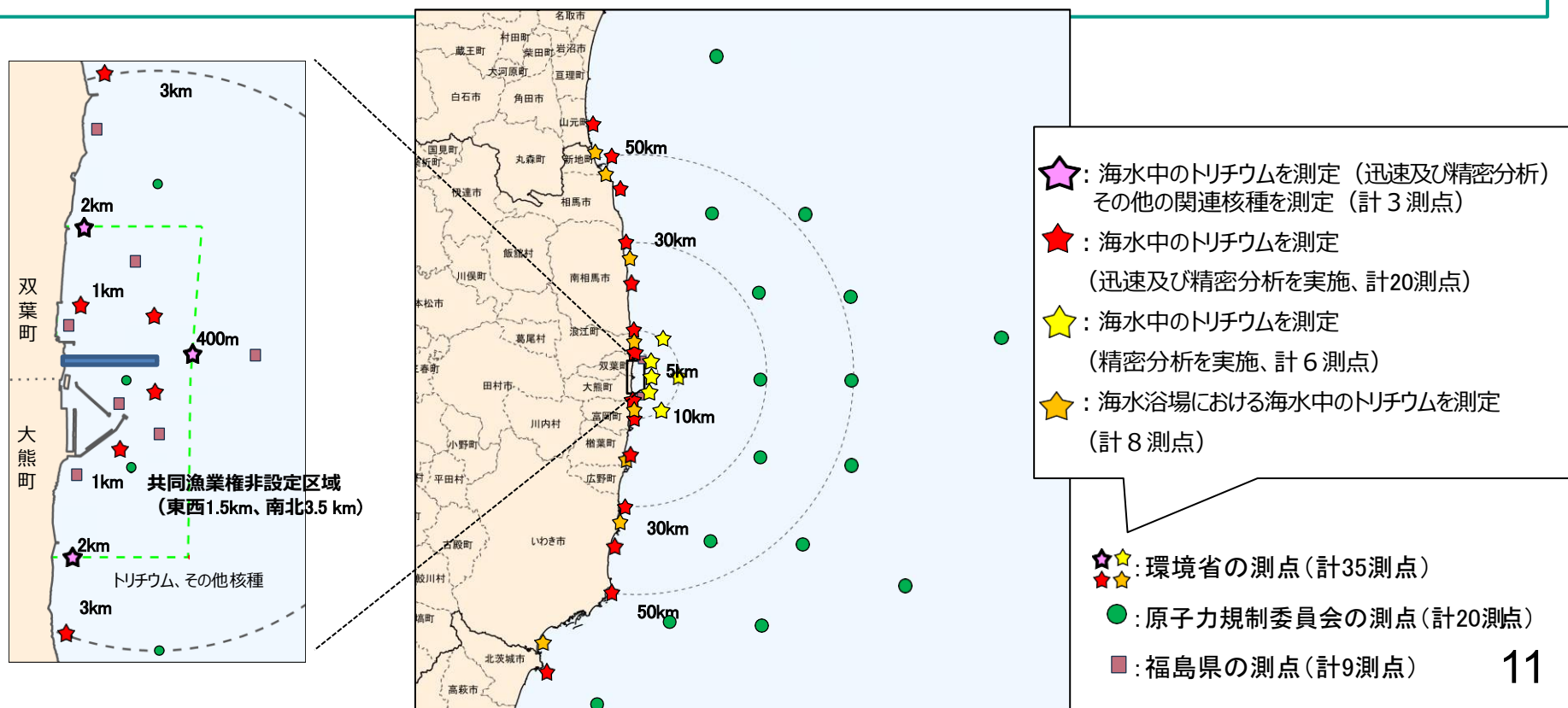
○パネリスト：学識経験者、秋田県出身のタレント、福島の方、環境省



ALPS処理水放出後の海水のモニタリング結果の概要

- 精密な分析に加え、令和5年8月24日の放出開始以降、速報のための分析についても高頻度で実施。
- 環境省、原子力規制委員会、福島県の分析結果では、トリチウム濃度は検出下限値未満～21 Bq/L
- 放出口近くでは国内の過去の変動の範囲と同程度であったほか、放水口から数km離れれば、ほぼ放出前と変わらない濃度となっており、人や環境への影響がないことを確認。本結果は、ウェブサイトやSNSでも発信。（参考）原子炉等規制法に基づく規制基準：60,000 Bq/L、WHOの飲料水基準：10,000 Bq/L

東京電力が放出停止を判断する値：発電所から3km以内では700 Bq/L、10km四方内では30 Bq/L



(参考) 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針



- 2024年12月、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置。
(議長：官房長官、副議長：環境大臣、復興大臣、構成員：内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣)
- 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針として、今般推進会議において取りまとめた基本方針のポイントは以下のとおり。

基本的考え方

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。福島全体の復興のため、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、国として責任を持って取り組んでいく。

復興再生利用の推進

- 国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組み、復興再生利用を推進。
- 理解醸成の状況等も踏まえつつ、実用途における復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、復興再生利用の本格的な実施・展開を進める。

復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション

- 復興再生利用への協力の機運醸成に係る取組や、復興再生利用の必要性・安全性等の説明などの理解醸成の取組を、各府省庁が一丸となって幅広く展開。
- 復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、中間貯蔵施設や復興再生利用の現場の見学会等を実施、段階的に拡大。

県外最終処分に向けた取組の推進

- 最終処分シナリオの精査に向け、引き続き、減容や最終処分に関する技術的・社会的な観点からの検討を行う。
- 中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討や、最終処分場の候補地の選定・調査に向け、候補地選定のプロセスの具体化の検討等を進める。

終わりに

- 本基本方針を着実に実行するため、本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心としたロードマップを取りまとめる。

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ
(当面5年程度)
令和7年8月26日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定
(2025年度) (2030年度)

